

太田市職員共済会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

太田市長 穂積昌信

## 太田市規則第9号

### 太田市職員共済会規則の一部を改正する規則

太田市職員共済会規則（平成17年太田市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に改め、同条第3項中「企画部担当副部長」を「おおた未来戦略部担当副部長」に、同条第4項中「企画部人事課長」を「おおた未来戦略部人事課長」に改める。

第10条第2項中「企画部」を「おおた未来戦略部」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。